

平成 31 年 4 月 29 日
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
国土交通省港湾局海洋・環境課

洋上風力発電設備の設置を目的とする
風況、海底地質等のデータ取得のための調査について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）第 8 条第 2 項に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が行う区域の状況調査並びに事業者が行う区域の状況調査について、整合性を図り一体的に実施することは、効率的な促進区域の指定及び洋上風力発電事業の実施を可能とし、国民及び事業者の利益に資することとなる。

同法第 3 条、第 5 条及び第 6 条に基づくと、国、関係地方公共団体及び海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し、密接な連携の下に行わなければならないとされている他、国の施策に協力するよう努めなければいけないこととされている。

これらを踏まえ、国、関係地方公共団体及び海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者等が密接な連携の下、長期的、安定的かつ効率的な促進区域の指定や洋上風力発電事業の実施を図る観点から、事業者は、洋上風力発電設備の設置を目的として風況、海底地質等のデータ取得のための調査を実施しようとするときは、調査の安全かつ効率的な実施や調査及び取得データの信頼性、継続性等を確保するため、その調査の内容及び方法等について経済産業大臣及び国土交通大臣に遅くとも調査開始の 3 か月前までに届け出るものとする。また、関係地方公共団体は当該調査に係る許可等の申請等の情報を得た場合は、これに係る情報を経済産業大臣及び国土交通大臣に情報共有するものとする。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該調査の内容及び方法等について、促進区域の指定の観点から、事業者に対し、必要に応じて助言するものとする。

事業者や関係地方公共団体が事前に国への届け出等を行う範囲等は次のとおりとする。

1. 事業者からの事前届出について

(1) 調査の範囲

- ・洋上風力発電の設置を目的とした風況及び海底地質調査等の海域において行う調査のすべて

(2) 事前届出の内容

- ・調査を行う区域、計画上の事業規模、調査理由・体制、内容・方法、スケジュール

(3) 提出期限

- ・上記(2)の内容が固まり次第、速やかに提出（なお、調査開始の3か月前に確定していない場合は、その時点の案を届け出るものとする。）

(※) 当面の扱い(経過措置)

- ・平成31年4月29日時点で調査を実施中の場合、あるいは令和元年7月末日までに調査開始となる場合は、速やかに上記同様の届出を行うこと

(4) 様式

- ・別添のとおり

(5) 提出先

「別添」に必要事項を記入し、下記の宛先・アドレス宛に電子メールで送付

【宛名】

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課「再エネ海域利用法制度」担当 宛

【メールアドレス】

(経済産業省)youzyou-saiene@meti.go.jp

(国土交通省)hqt-kouwankaioutyousa@gxb.mlit.go.jp

※件名に、「洋上風力発電設備の設置を目的とする風況、海底地質等のデータ取得のための調査について」と記載。

※電子メールの提出が難しい場合は、下記住所まで郵送可(期限必着)

住所: 〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1

(経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

(国土交通省港湾局海洋・環境課)

2. 関係地方公共団体からの情報共有について

(1) 情報共有する許認可等の範囲

- ・洋上風力発電の設置を目的とした風況及び海底地質調査等の海域において行う調査に関する許認可等(届出を含む)

(2) 情報共有の内容

- ・許認可等に係る情報(例えば、許可等を申請した事業者名、許可等の内容)

(3) 様式は自由とする。

(4) 提出先

- ・同上

(参考)再エネ海域利用法の関連条文

第3条

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、(略)、国、地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行わなければならない。

第5条

関係地方公共団体は、基本理念にのっとり、前条に規定する国の施策に協力して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策を推進するよう努めなければならない。

第6条

海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に配慮するとともに、国及び関係地方公共団体が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。